

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

現 行	改 定	改定理由
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-9 工事の下請負 (P1-1-5)</p> <p>1. 請負人は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 請負人が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負人が茨城県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-9 工事の下請負 (P1-1-5)</p> <p>1. 請負人は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 請負人が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負人が茨城県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。なお、<u>下請負人に入札参加資格が無い場合でも、参加資格者の指名停止に相当すると認められる事由があるときは、指名停止期間中の参加資格者と同様に取扱うものとする。</u> (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p>茨城県建設工事業者等請負名停止等措置要領の改定に伴う改定</p>